

発議第1号

読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び読谷村議会規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出します。

令和8年1月20日提出

読谷村議会議長 伊波 篤 殿

提出者 読谷村議会運営委員会

委員長 神谷 嘉栄

読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成29年読谷村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内扱とみなす。